

宝塚市協働の指針

これが協働やったんや!

～すべての施策の実行は市民のために～



目 次

序 指針策定のねらい	1
1 協働の必要性	1
2 市民主体を基本に協働の指針を共有してまちづくりに取り組みます	2
(1) 前提条件	2
(2) 協働とは	2
(3) 協働はどんな事業で	3
(4) 誰と誰が協働するのか	3
(5) 協働の形態は事業ごとに選びます	3
(6) 各主体の特性を理解して取り組みます	3
(7) 協働するとこんな良いことが…	3
3 協働の原則	4
4 協働のまちづくりの推進	5
(1) 協働の仕組みの検討・整備	6
(2) 委員会の設置と役割	6
(3) 互いの思いやりと担い手を送り出す周囲の理解や支援も大切です	6
宝塚市協働の指針資料編	



序 指針策定のねらい

わたしたち、協働の取り組みを進める市民と行政は、まちづくり基本条例を定めるなど、長年にわたって市民生活を支えるために、さまざまな事業を参画と協働の視点で取り組んできました。

平成23（2011）年に策定された「第5次宝塚市総合計画」では、将来都市像の実現をめざし、市民と行政の協働による「新しい公共」の領域を拡充していくことが示され、さらに今後、協働の取り組みを確実なものとするために協働の指針を定めることとしています。

わたしたちは、「すべての施策の実行は市民のために」という観点で、わたしたちがこの指針を共有し、取り組みの方向性を一致させ、協力してまちづくりを推進するために、基本原則などを示した「協働の指針」をここに定めます。

※この指針では、市民を「個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体、事業者」とします。



協働の指針策定ワークショップ（*）



協働の指針策定委員会

*平成23(2011)年度に市民参画による協働の指針策定ワークショップを5回開催し、協働の必要性、イメージ、課題、事例、進めるための提案などについて情報や意見、思いを出し合いました。

1 協働の必要性

市民ニーズはますます多様化しており、行政だけでは、多様なニーズに応えることは困難となっています。一方、市民活動の成熟に伴い、民間で公共的課題に取り組む事例が増えてきています。

地方分権の進展により、わたしたちは、工夫すればこれまで以上に効果的な公益活動の展開と、宝塚らしい豊かな地域社会を構築していくことが可能になっています。それを実現するためには、様々な人たちが、「市民主体のまちづくり」と「協働」がまちづくりの基本であることを認識し、協働が可能なあらゆる分野において、取り組みを進める必要があります。

2 市民主体を基本に協働の指針を共有してまちづくりに取り組みます

1. 前提条件

主権者は市民

まちづくりを進めるためには、市民と行政は、すべての施策の実施に当たり、主権者は市民であることを認識し、ともに参画と協働でまちづくりに取り組むという考えを常に自覚し、その行動に責任をもって事業にあたります。また、市民は、自ら暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動します。

取り組みは指針を共有して

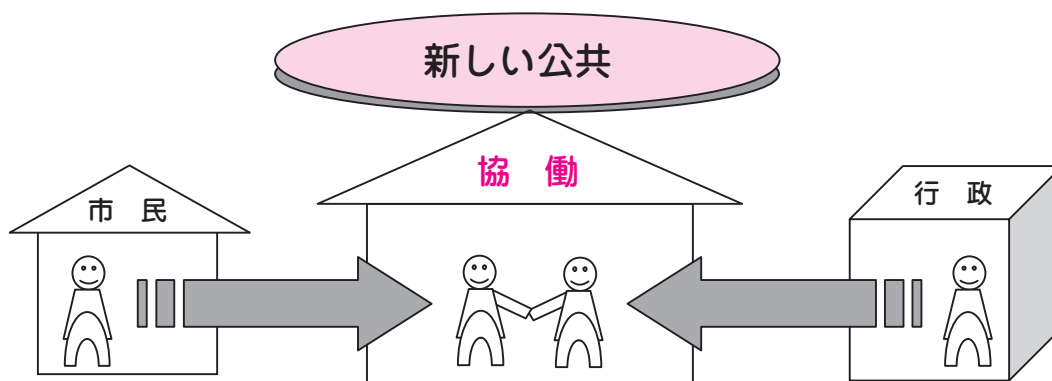
この協働の指針は、市民や行政が参画と協働の考え方でまちづくりを円滑かつ効果的に実施できるように、共通の認識と原則などを定めるものです。協働の取り組みを進める個人や団体はこの指針に従って取り組みを進めます。

2. 協働とは

宝塚市では、協働とは「主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること」（まちづくり基本条例）であると定義しています。この内容を尊重し、この協働の指針では、

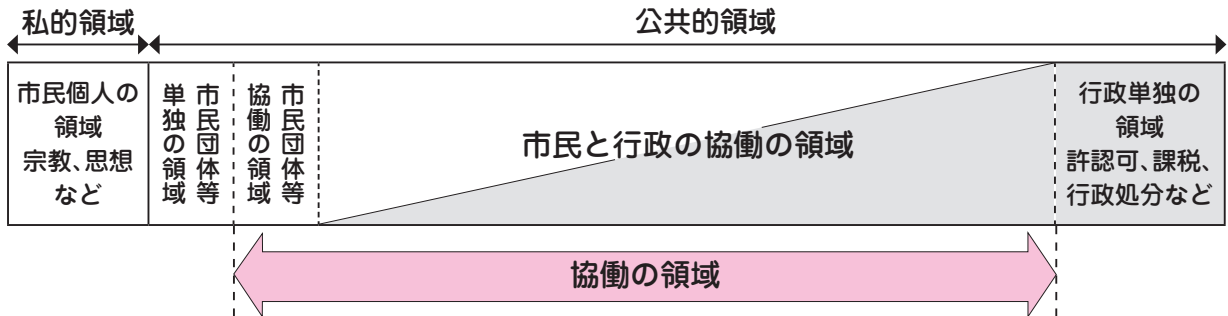
協働とは「事業の主体になる市民や行政が、企画から評価まで全ての段階で参画し、互いに責任を持って、役割を分担しながら、協力して事業を実行すること」をいいます。

市民のすること、行政のすることという既成概念を取り払い、互いに出来ることを分担して行います。



3. 協働はどんな事業で

協働で取り組む事業は、公共的領域に該当する事業の内、許認可、課税、行政処分など行政が単独で行う領域と市民団体等が単独で行う領域を除いたすべての事業が該当します。



4. 誰と誰が協働するのか

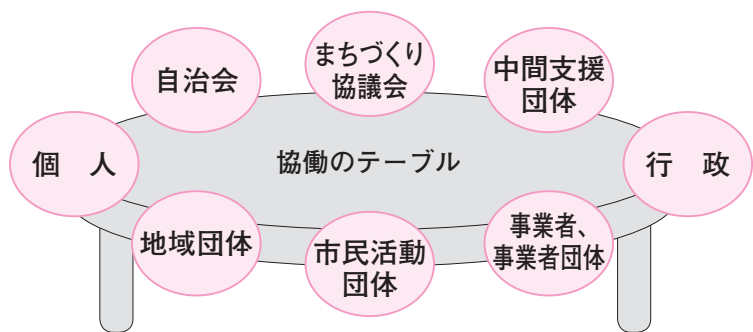
市民と行政の協働、及び市民と市民の協働があります。

5. 協働の形態は事業ごとに選びます

協働の形態には、「共催」「後援」「委託」「補助・助成」など、さまざまなものがあります。協働する主体がお互いに話し合い、適切なものを選びます。

6. 各主体の特性を理解して取り組みます

協働の担い手には、組織の成り立ちなどからそれぞれ得意とする分野など特性があります。事業を協働で実施する場合、事業の目的を明確にし、共有し、互いに特性をよく理解し、担い手間で役割を分担して取り組みます。



7. 協働するとこんな良いことが…

- ◇ 一人・一団体ではできないことができます。
- ◇ 新しい仲間やつながりが生まれます。
- ◇ お互いの気持ちを理解できます。
- ◇ 経験や知恵を共有できます。

3 協働の原則

「協働」で事業を円滑に進めるために、わたしたちは次の8つの原則を守ります。

1. 対等の原則

わたしたちは、各主体の間に能力や資源の違いがあっても、対等な関係にあるとして、お互いの立場や意見を尊重します。

2. 情報公開・情報共有の原則

わたしたちは、地域の課題や活動情報などまちづくりに関する情報を地域に公開し、共有します。

3. 相互理解の原則

わたしたちは、目的や性格の異なる各主体のそれぞれの立場や違いを認め、相互理解を深め、信頼関係を大切にします。

4. 自主性・自立性尊重の原則

わたしたちは、各主体の力を最大限活かすために、それぞれの自主性・自立性を尊重します。

5. 目的の明確化と共有の原則

わたしたちは、協働しようとする事業の目的を明確にして、共有します。

6. 役割分担の原則

わたしたちは、果たすべき役割や責任を調整し、役割を分担して、事業の目的を達成できるように取り組みます。

7. 相互変革の原則

わたしたちは、自己の立場や活動に拘り過ぎず、互いに話し合い理解しあって、柔軟に対応し協調して、自己変革をいとわないで活動します。

8. 評価・検証の原則

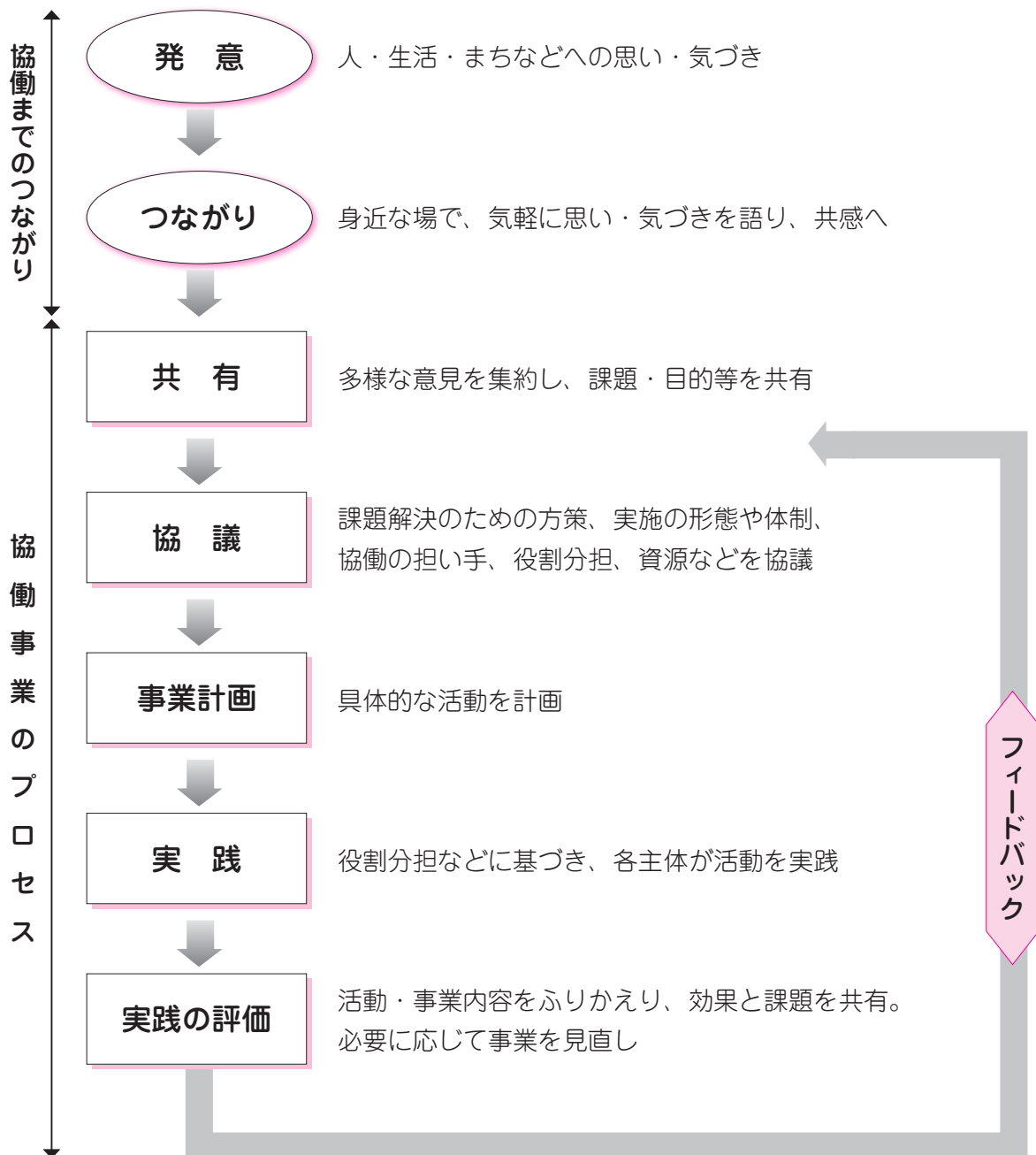
わたしたちは、協働で取り組んだ事業の成果と課題を評価・検証し、その結果を共有して次の事業に役立てます。

4 協働のまちづくりの推進

わたしたちは、「まちづくり基本条例」や「市民参加条例」などを基に「協働」の意義を理解し、「宝塚市協働の指針」に則って、それぞれの役割などを認識して課題解決の方策を探り、「協働のまちづくり」を推進します。

協働の進め方には、多様な方法がありますが、典型的には次のようなプロセスを想定しています。

～ 協働の基本的な取り組みの流れ ～



1. 協働の仕組みの検討・整備

協働を進めるために、以下の仕組みなどの点検、検討が必要です。

① 協働を進めるための効果的な仕組みづくり

参画と協働を基本として、事業を進めるため、施策の企画から、実行、評価までのすべての段階でどう取り組むかについて、庁内体制、市民活動の連携のあり方などを点検し、効果的な仕組みを作ります。

② 行政が実施している事業の点検

協働の領域にある全ての事業を協働の視点で点検・評価し、事業ごとに、市民と行政がどう取り組むかを検討します。

③ 行政内部の横の連携強化

情報や課題の共有を図るため、分野を越えて協働事業に関連する各部局が連携する仕組みを整えます。

④ 協働のマニュアルの策定

本指針をもとに、協働事業を効果的に実施するために、活用しやすいマニュアルを策定します。

⑤ まちづくり基本条例をはじめ、宝塚市の規範の再検討

市民主体のまちづくり、参画と協働の観点などからまちづくり基本条例を点検し、その基本理念に沿って宝塚市の規範を再検討し、課題を明らかにします。

⑥ 行政職員の意識改革

「市民主体のまちづくり」「参画と協働」の意義を常に確認し、主体的に協働に取り組む職員意識を醸成します。

2. 委員会の設置と役割

① 市民参画による委員会の設置

協働の取り組みを促進するため、市民参画による委員会を設置します。

② 委員会の役割

前項に示した①～⑥などをはじめとして、協働促進のための事業の点検、仕組みの点検、新たな施策の提案を行います。

3. 互いの思いやりや担い手を送り出す周囲の理解・支援も大切です

協働にあたる担い手は、それぞれに別の立場や役割をもっており、自身の時間や都合をやりくりして活動にあっています。円滑かつ効率的な活動を進めるためには、互いの思いやりや、担い手が活動しやすいように家族や地域、職場など周囲の理解や支援なども大切です。

宝塚市協働の指針資料編

目 次

- (1) 宝塚市の市民参加の歩み 9
- (2) 協働が求められる背景 11
- (3) 共同、協同、協働 12
- (4) 協働が考えられる事業 13
- (5) 協働の主体の特性 14
- (6) 協働の形態は事業ごとに選びます 16
- (7) 各主体が得られる協働の効果 17
- (8) 協働の主体の心構えや役割 18

1 宝塚市の市民参加の歩み

1. コミュニティ政策と市民参加の経緯

宝塚市は、かつて旧町村の区域エリアや大字小字単位に伝統的な村落コミュニティがありました。しかし、急激な都市化に伴う人口急増や社会変動などにより昭和60（1985）年頃までに住宅地の開発が進み、新しく開発された地域を中心に伝統的な地域のつながりが弱まっていき、村落コミュニティの課題は行政の課題にと変化してきました。一方で、社会環境の変化に伴い地域住民のニーズや価値観の多様化により、行政はそれに対応し得る新たなコミュニティ政策が必要となってきました。

このような背景の中、昭和60（1985）年の市長施政方針演説以降、コミュニティ行政の研究が始まり、昭和62（1987）年3月にまとめられた「コミュニティ推進のための研究報告書」において、コミュニティ政策推進のための提言が作成され、その後、平成3（1991）年からの第3次総合計画の前期基本計画に中学校区を範囲とするコミュニティ政策が描かれました。

また、女性の社会参加をめざした「女性センター」が平成元（1989）年に開設され、平成4（1992）年には女性の視点からまちづくりを学習し、市長へ事業提案を行う「女性ボード」が設置されました。女性ボードは、平成21（2009）年までの間に15期のべ536人の人材を輩出し、コミュニティ活動に多くの女性が参画する礎を築きました。

行政組織の動きとして、平成5（1993）年に当時の企画部にコミュニティ課が創設され、本格的なコミュニティ政策の取り組みが始まりました。こうして、概ね小学校区を範囲とするまちづくり協議会が、組織化されました。

まちづくり協議会の組織化が進むに連れて、多様化する地域課題を考える市民のネットワークと活動する人材を補う必要があり、平成9（1997）年から平成10（1998）年にかけて、市政のテーマ毎に市民100人を公募し、協働で研究を行う「市民100人委員会」が設置されるなど、広域かつ多方面の分野において市民参加を進めてきました。

一方、宝塚市の良好な住環境を守り育てようという、市民意識の高まりをうけて、まちのルールづくりも進みました。平成5（1993）年に「地区計画」が法制化されて以来、「都市景観形成地域」、「地区まちづくりルール」という制度が加わり、現在も市民、行政の協働によって、その指定の活動が継続しています。

さらに、「まちづくり基本条例」と「市民参加条例」が平成14（2002）年に施行され、市民との協働のまちづくりが広がってきました。

また、市民一人ひとりが行政計画に意見を述べることができるパブリック・コメントの仕組みとして、平成17（2005）年に「パブリック・コメント条例」が制定されました。特に、条例でパブリック・コメントの手続きと、調査・審議する付属機関として、パブリック・コメント審議会が設置されていることが特徴といえます。

2. 自治会を中核としたまちづくり協議会の設置

多様化する市民のライフスタイルや価値観に則した新たなコミュニティ施策として取り組まれたのが「まちづくり協議会」の設置です。昭和62（1987）年のコミュニティ推進のための提言では、コミュニティの範囲と施設の整備等に関する提言がなされ、平成元（1989）年から策定に取り組まれた第3次総合計画に、中学校区を範囲とするコミュニティ施策が反映されました。

平成5（1993）年にコミュニティ課が新設され、コミュニティ施策が本格稼働してからは、平成11（1999）年までに現在のような全市域概ね小学校区ごとの20のまちづくり協議会が組織化されていきました。「まちづくり協議会」は、最も身近な住民組織である自治会を中核に、民生・児童委員、青少年補導委員、PTA、子ども会、老人会、婦人会、各種活動団体、ボランティア等の多様な市民が地域課題の解決に向けて協力し合って、行政、学校、警察、消防等の関係機関とも連携しながら、市民主体のまちづくりに取り組んできました。

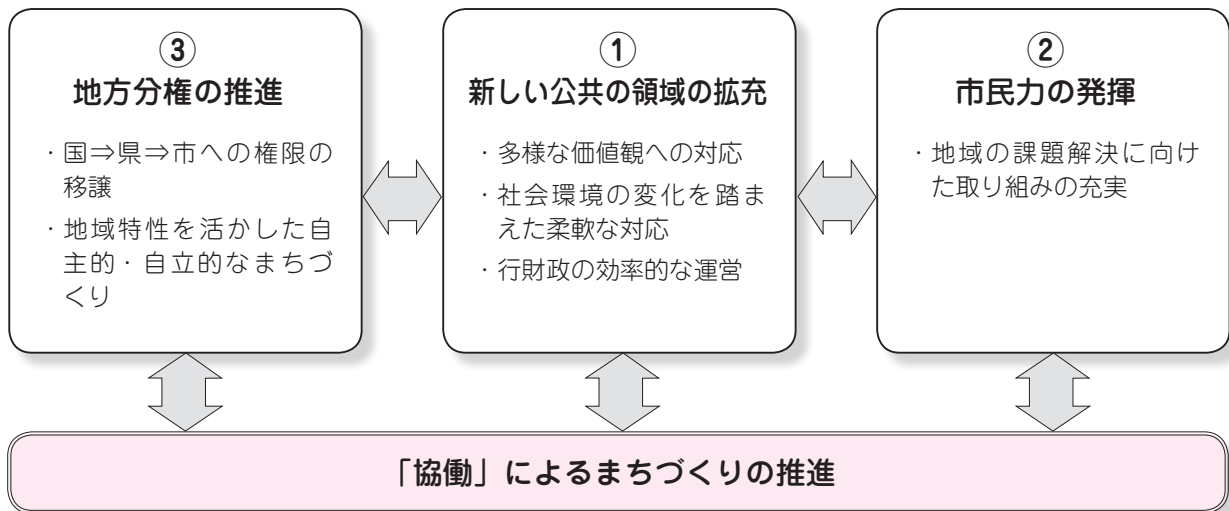
平成13（2001）年度から始まった第4次総合計画においては、市民と行政の参画と協働のまちづくりが大きな柱となりました。この流れを受けて、同年に地域ごとのまちづくり計画を策定するためのガイドラインを、自治会連合会とまちづくり協議会が連携して作成しました。このガイドラインを参考に、各まちづくり協議会が地域ごとのまちづくり計画を策定し、平成18（2006）年度の第4次総合計画後期基本計画に反映されていきました。地域ごとのまちづくり計画は、市民主体の計画であり、きめ細かく地域の課題を共有し、地域におけるネットワークの形成や地域の体制を見直すよい機会となりました。

3. テーマ型市民活動の高まり

宝塚市では以前から、テーマ型の市民活動が見られましたが、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災により、全国的に市民活動が高まり、宝塚市でも、新たに多くの市民活動団体が生まれました。ボランティア活動センターには多くの団体が登録し、さまざまな福祉活動、地域活動のみならず、環境保全や食育、防災など多様な分野で活動しています。

また、平成10（1998）年には特定非営利活動促進法が施行され、市民活動の中間支援組織として、宝塚NPOセンターが設立されました。以降、市民活動団体のNPO法人化などに取り組んでいます。

2 協働が求められる背景



① 新しい公共の領域の拡充

「公共」は行政が担うもの、というイメージもありますが、現在の仕組みや財政状況では、複雑化する多様なニーズに応えることがむずかしくなっています。他方、市民活動の成熟や社会貢献の意欲を持つ事業所の増加に伴い、地縁団体やNPO、事業者ら民間の力で公共的な課題の解決に取り組む事例が増えてきました。

今後、多様な主体が協働して公共を担う「新しい公共」の領域はさらに拡大していく可能性があります。この領域で協働の取り組みがさらに拡充されることが期待されています。

② 市民力の発揮

これまで、わたしたちは地域活動や市民活動を通じて、さまざまな地域課題や生活課題に対応してきました。個人では解決できない課題があれば、まず、身近な地域にある自治会や地域団体、市民に密着した公的な団体で取り組み、そこでは解決できないようなことについては、まちづくり協議会などを通して調整し、さまざまな主体が協議する場で対応を検討するという地域自治の実践も行ってきました。

これまでの成果を活かし、さらに地域住民を支えるさまざまな主体がまちづくりについて協議する場とネットワークの強化を工夫し、地域や社会の課題を共有し、協力して課題解決に向けた具体的な取り組みを進めることで、市民が自分たちのまちについて考え、決めて、行動する市民自治が進み、市民主体のまちづくりが推進されます。

③ 地方分権の推進

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、平成18（2006）年12月に地方分権改革促進法が成立し、平成21（2009）年12月に地方分権改革推進計画が策定されました。平成22（2010）年6月に地域主権戦略大綱が決定されるなど、国から地方自治体への権限移譲が進んでいます。地方自治体は、自主的・自立的な都市経営を確立し、これまでも増して、市民ニーズを的確にとらえ、効果的・効率的な公益活動を推進するとともに、市民自治を確立し、市民と行政がともにまちづくりの課題を認識して、力を合わせて宝塚らしい豊かな地域社会を構築していくことが求められています。



3 共同、協同、協働

「きょうどう」には、3つの漢字が当てはまります。「共同」や「協同」には、次のような意味合いがあります。いずれの「きょうどう」もそこに集まった人や団体が「同じ目的」を共有していることでは共通していますが、「協働」は、そこに集まった人や団体の立場が異なり、また、それぞれが異なる活動をすることに特徴があります。

共同：複数の人や団体が、同じ目的のために一緒に事を行ったり、同じ条件・資格で関わったりすること

協同：複数の人または団体が、力を合せて物事を行うこと

協働：同じ目的のために、対等な立場で協力して働くこと

	目的	立場	活動
共同	同	同	同
協同	同	異	同
協働	同	異	異

久 隆浩 近畿大学総合社会学部教授による講演「協働の基本姿勢について」より

4

協働が考えられる事業

協働が考えられる事業には、以下のようなものがあります。

地域的な課題

協働が考えられる事業の特徴	事業例
地域の状況を把握している主体を中心に、様々な人や団体で取り組むことが効果的な事業	子ども・高齢者の見守り活動 防犯活動、美化活動 災害発生時の助け合い活動 多世代交流事業 青少年の居場所づくり 地域の活性化
地域の特色を活かし地域固有の課題に取り組む事業	環境保全・再生 景観形成 地域の歴史や観光資源の活用

テーマ的な課題

協働が考えられる事業の特徴	事業例
多様な市民ニーズにきめ細かく対応するための事業	高齢者・障がい者の生活支援 子育て支援 多文化共生活動
活動の場や情報を提供するなど、まちづくりの仕組みを確保するための事業	施設の管理運営 地域情報の広報 市民のネットワーク構築
当事者性が高く、専門性が求められる事業	難病患者・家族、介護者への支援 児童虐待等の防止



5 協働の主体の特性

協働で事業に取り組む場合、事業の目的やその事業の中で協働の相手にどのような役割を担ってもらいたいかを明確にし、各主体の特性をよく理解して、的確なパートナーを選ぶことが大切です。各主体の特徴は以下の通りです。

自治会

自治会は、地域における最も身近で基礎的な組織で、親睦活動や安全で安心な住みよい環境づくりに取り組んでいます。また、連合組織もあり広域的な取り組みも可能です。

まちづくり協議会

まちづくり協議会は、概ね小学校区で組織されており、自治会を中核として、地域を支える各種団体で組織され、まちづくり計画に係る事業、安全・健康・福祉・教育・環境・文化など地域の課題に取り組んでいます。また、すべてのまちづくり協議会が集まる場もあり広域的な調整も可能です。

地域団体、市民活動団体

それぞれ異なる社会的なテーマを設定して活動しています。活動の範囲や方法の自由度が高いことが特徴的です。

また、当事者団体は、同じ悩みや問題などを抱える人やその家族が集まり、交流や親睦を深めるとともに、自立した生活や社会参加を促す役割を果たしています。

中間支援団体

社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPOセンターなどの機関が、様々な団体の活動情報の提供やつながりをつくり、市民活動の促進を図る機能を担っています。

民生・児童委員、青少年補導委員等は、それぞれの立場を生かして市民生活を直接支えています。

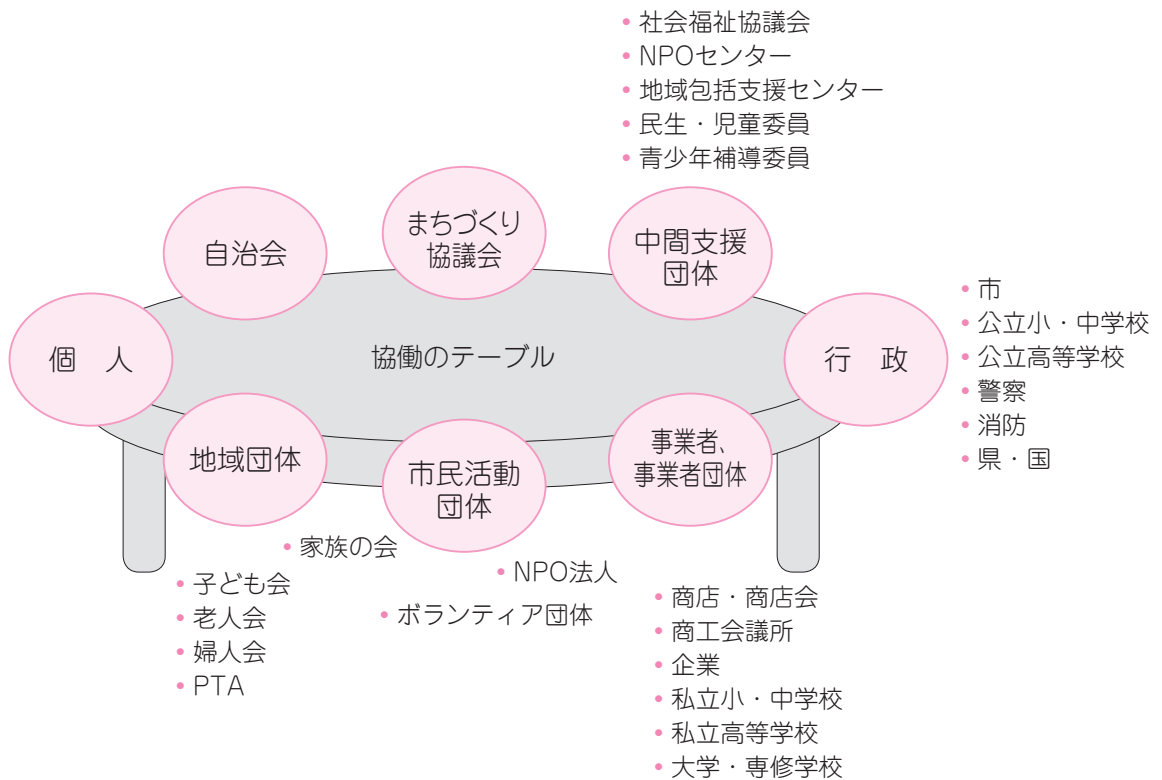
事業者

商店、企業などは営利を目的とした活動を行う組織や個人です。地域社会の中で必要とされる財やサービスを提供する事業を収益事業と結び付けることで、強力な担い手となりえます。また、自らが社会貢献活動を行う場合もあります。

NPO法人は、「使命」を掲げ、専門的な知識と経験や技術などを活かして非営利で活動しています。

行政

憲法、地方自治法などに基づき、全市民のために公平、平等を原則として活動しています。法令や条例を遵守し、定期的に策定された総合計画と分野ごとの計画に基づいて、事業を実施しています。職員は、部署ごとに割り当てられた専門的な仕事を遂行しています。また市職員として全市にわたる公共的な視点も持っています。



6 協働の形態は事業ごとに選びます

協働は、誰がその事業の主体なのかによって、「主催」「共催」「後援」などに分けられます。事業を実施する場合の資金提供の流れとしては、「委託」「補助・助成」「寄付・協賛」など多様な関係性があります。

形 態		内 容
主 体 性	主 催	中心になる主体が、企画や運営など、責任をもって実施するもの
	共 催	複数の主体が、ともに主催者となって、実行委員会を組織するなど役割を分担しながら事業を実施するもの
	後 援	他の主体が取り組んでいる事業に対し、団体の名義を提供し、事業の社会的信頼性が増すように支援を行うもの
資 金 提 供	委 託	設定された事業の目的や内容に基づいて契約し事業の実施あるいはサービスの提供を行うもの
	補助・助成	公益的な活動を行う団体の事業に対して、行政などが支援的な立場から資金提供を行うもの
	寄付・協賛	団体の活動主旨や特定のイベントに賛同して、金銭その他の資産など経済的な支援をするもの



7 各主体が得られる協働の効果

協働することで各主体が得ることができる効果は、次のようなことがあげられます。

個人としての市民にとって

- ◆ 新たな人・団体と出会う機会が増えます。
- ◆ まちづくりに参画する機会が広がります。
- ◆ ひとりではできなかったことを実施することができます。

自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体にとって

- ◆ 単独では実現できなかったことができます。
- ◆ いろいろな情報やノウハウを得て、団体力を高める機会となります。
- ◆ 社会的な信頼性を高めていくことができます。
- ◆ 行政、事業者などとの連携により、活動が広がります。

事業者にとって

- ◆ 新たな事業の可能性を見つけられることがあります。
- ◆ 地域社会に貢献する機会が得られます。
- ◆ 市民や地域社会に事業者の存在や立場を理解してもらう機会となります。
- ◆ 事業者の存在や立場が理解され、本業についての理解も得られます。

行政にとって

- ◆ 新たな課題を早期に発見できる可能性があります。
- ◆ 市民と連携して、きめ細かな解決方策を実施できます。
- ◆ 職務が円滑にかつ効果的に実施できます。
- ◆ 市民と日常的に接することで地域と信頼関係が構築できます。
- ◆ 行政が有する資源を有効に活用できます。

8 協働の主体の心構えや役割

協働のまちづくりには、協働の原則を尊重し、以下に示す心構えや役割などが大切です。

個人としての市民

- ◆ 「向こう三軒両隣」の関係、人と人とのつながりを大切にします。
- ◆ 地域に関心を持ちます。
- ◆ 市民の役割、行政の役割があることを理解します。
- ◆ 一人で解決できないことは、まず市民力で解決に取り組む姿勢を持ちます。
- ◆ 自治会やまちづくり協議会など地域の活動に積極的に参加することが求められます。

自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体

- ◆ 常に地域住民の気持ちに寄り添い、課題を明らかにし、解決策を探ります。
- ◆ 団体の情報を積極的に発信し、民主的かつ透明性、公開性を持った運営を心がけます。
- ◆ 他団体と交流する機会を持ち、お互いに理解を深め合い信頼関係を築きます。
- ◆ ささまざまな世代や立場の人が継続的に参加できるように工夫します。

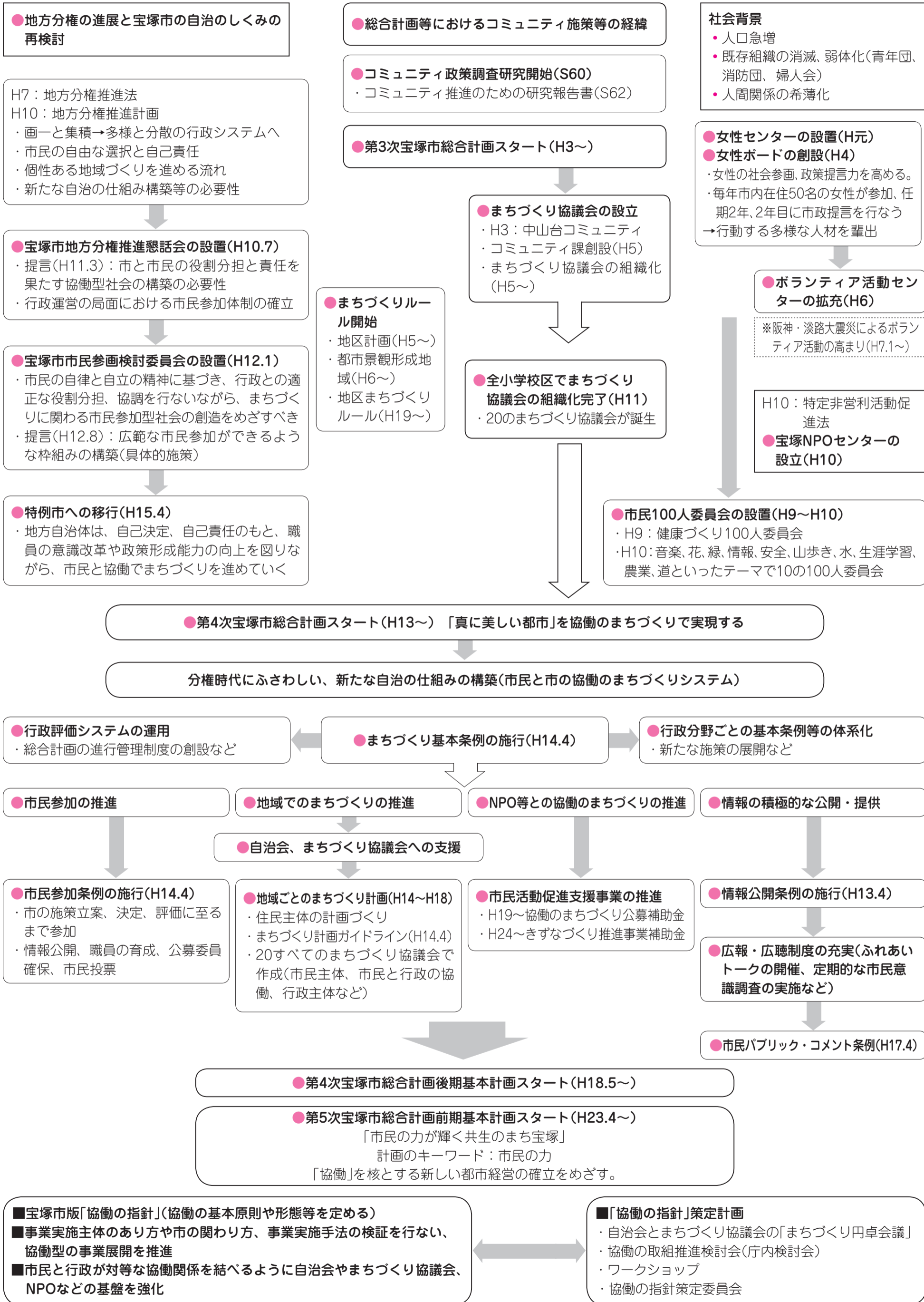
事業者

- ◆ 企業市民として地域社会に貢献します。
- ◆ 参加を契機に、事業を継続・発展させます。
- ◆ 公共的なサービスを創造し、提供します。

行政

- ◆ 市民目線を持って業務を遂行することから、協働が始まることを理解します。
- ◆ 協働の領域にある事業について、積極的に市民との「参画と協働」で進めます。
- ◆ 職員は自らの業務が市民参画や協働によって実施されていることを常に意識し、仕事を進めます。
- ◆ 担当事業に関する情報を、積極的にわかりやすく提供します。

図表 宝塚市における協働のまちづくりの主な経緯



図表 宝塚市における協働のまちづくりの主な経緯

(社会背景) ●人口急増
●既存組織の消滅、弱体化(青年団、消防団、婦人会)
●人間関係の希薄化

	地方分権の進展と宝塚市の自治のしくみの再検討	総合計画等におけるコミュニティ施策等の経緯	協働に関連する主な市民参加のできごと
S60		●コミュニティ政策調査研究開始(S60)	
S62		・コミュニティ推進のための研究報告書(S62)	
S63/H1			●女性センターの設置(H元)
H2			
H3		●第3次宝塚市総合計画スタート(H3～) ●まちづくり協議会の設立・H3：中山台コミュニティ	
H4			●女性ボードの創設(H4) ・女性の社会参画、政策提言力を高める ・毎年市内在住50名の女性が参加、任期2年、2年目に市政提言を行なう →行動する多様な人材を輩出
H5		・コミュニティ課創設(H5) ・まちづくり協議会の組織化(H5～) ・地区計画(H5～)	
H6		・都市景観形成地域(H6～)	●ボランティア活動センターの拡充(H6)
H7	H7：地方分権推進法		※阪神・淡路大震災によるボランティア活動の高まり(H7.1～)
H8			
H9			●市民100人委員会の設置(H9～H10) ・H9：健康づくり100人委員会
H10	H10：特定非営利活動促進法 H10：地方分権推進計画 ・画一と集積→多様と分散の行政システムへ ・市民の自由な選択と自己責任 ・個性ある地域づくりを進める流れ ・新たな自治の仕組み構築等の必要性 ●宝塚市地方分権推進懇話会の設置(H10.7)		●宝塚NPOセンターの設立(H10) ●市民100人委員会の設置(H9～H10) ・H10：音楽、花、緑、情報、安全、山歩き、水、生涯学習、農業、道といったテーマで10の100人委員会
H11	・提言(H11.3)：市と市民の役割分担と責任を果たす協働型社会の構築の必要性 ・行政運営の局面における市民参加体制の確立	●全小学校区でまちづくり協議会の組織化完了(H11) ・20のまちづくり協議会が誕生	
H12	●宝塚市市民参画検討委員会の設置(H12.1) ・市民の自律と自立の精神に基づき、行政との適正な役割分担、協調を行ないながら、まちづくりに関わる市民参加型社会の創造をめざすべき ・提言(H12.8)：広範な市民参加ができるような仕組みの構築(具体的施策)		
H13	●情報公開条例の施行(H13.4) ●広報・広聴制度の充実(ふれあいトークの開催、定期的な市民意識調査の実施など)	●第4次宝塚市総合計画スタート(H13～) 「真に美しい都市」を協働のまちづくりで実現する分権時代にふさわしい、新たな自治の仕組みの構築(市民と市の協働のまちづくりシステム)	
H14	●市民参加条例の施行(H14.4) ・市の施策立案、決定、評価に至るまで参加 ・情報公開、職員の育成、公募委員確保、市民投票 ●行政評価システムの運用 ・総合計画の進行管理制度の創設など ●行政分野ごとの基本条例等の体系化 ・新たな施策の展開など ●情報の積極的な公開・提供 ●市民参加の推進	●まちづくり基本条例の施行(H14.4) ●地域でのまちづくりの推進 ●自治会、まちづくり協議会への支援 ●地域ごとのまちづくり計画(H14～H18) ・住民主体の計画づくり ・まちづくり計画ガイドライン(H14.4) ・20すべてのまちづくり協議会で作成(市民主体、市民と行政の協働、行政主体など)	●NPO等との協働のまちづくりの推進
H15	●特例市への移行(H15.4) ・地方自治体は、自己決定、自己責任のもと、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図りながら、市民と協働でまちづくりを進めていく		■宝塚市版「協働の指針」(協働の基本原則や形態等を定める) ■事業実施主体のあり方や市の関わり方、事業実施手法の検証を行ない、協働型の事業展開を推進 ■市民と行政が対等な協働関係を結べるように自治会やまちづくり協議会、NPOなどの基盤を強化
H16			
H17	●市民パブリック・コメント条例(H17.4)	●開発まちづくり条例(H16～)	
H18		●第4次宝塚市総合計画後期基本計画スタート	
H19	●市民活動促進支援事業の推進 ・H19～協働のまちづくり公募補助金	・地区まちづくりルール(H19～)	
H20			
H21	「市民の力が輝く共生のまち宝塚」 計画のキーワード：市民の力		■「協働の指針」策定計画 ・自治会とまちづくり協議会の「まちづくり円卓会議」 ・協働の取組推進検討会(庁内検討会) ・ワークショップ ・協働の指針策定委員会
H22	「協働」を核とする新しい都市経営の確立をめざす		
H23		●第5次宝塚市総合計画スタート(H23.4～)	
H24	●市民活動促進支援事業の推進(改定) ・H24～きずなづくり推進事業補助金		

宝塚市諮問第 19 号

(宝塚市協働の指針策定委員会)

宝塚市協働の指針の策定について（諮問）

宝塚市協働の指針の策定にあたり、貴委員会の意見を求めます。

平成 24 年（2012 年）5 月 31 日

宝塚市長 中川 智子

諮 問 趣 旨

第 5 次宝塚市総合計画において、従来の民や官の取り組みでは実現できなかった「新しい公共」を拡充していくという創造的な取り組みを推進することにより、同計画に掲げる将来都市像の実現を目指しています。

この「新しい公共」の領域にある公共あるいは公共的な課題について、行政と地域の多様な主体がそれぞれの目的意識をもちながら、相応の責任を認識し、相乗的な効果を挙げていく仕組みが「協働」であります。この「協働」をどのように進めるかについての指針の策定を諮問するものです。

平成25年1月25日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市協働の指針策定委員会
会 長 久 隆 浩

宝塚市協働の指針の策定について（答申）

平成24年（2012年）5月31日付け宝塚市諮問第19号で諮問のあった宝塚市協働の指針の策定について、当委員会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

協働の指針は、「すべての施策の実行は市民のために」の観点を基本に、市民の参画と協働を推進し、市民と行政が協力して、宝塚のまちをつくるための基本原則などをわかりやすくまとめたものです。

また、指針の主語を「わたしたち」とすることで、市民と行政が対等な関係で、互いの立場や意見を尊重しながら、双方が積極的に参画と協働に取り組むことを表しています。

なお、指針の推進にあたっては、下記の点に留意し、参画と協働のまちづくりの実現に万全を期することを要望します。

記

- 1 この指針を広く市民及び市職員に周知し、より一層の市民参画と協働を促進させること。
- 2 協働の取り組みを促進するために、市民参画による委員会を早期に設置し、協働をさらに進めるための具体策等を施策に反映すること。
- 3 施策の立案、実施、評価にあたる一連のプロセスを市民とともに点検するための仕組みを充実させること。
- 4 新しい公共を拡充していくために、市民と行政の役割を根本的に見直すことを含め、協働のあり方を市民とともに継続的に考えていくこと。

宝塚市協働の指針策定委員会 委員名簿

区分	委員氏名	所属・役職名など
知識経験者	会長 久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 教授
	田中 晃代	近畿大学 総合社会学部 専任講師
公共的団体等の 代表者	中野 武	宝塚市自治会連合会 副会長
	細川 知子	宝塚市自治会連合会 副会長
	久米 守	宝塚市高司小学校区まちづくり協議会 会長
	中村 正文	宝塚市西谷地区まちづくり協議会 会長
	松本 純一	伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会 会長
	渡邊 圭造	宝塚市民生委員・児童委員連合会 理事
	檜垣 彰子	宝塚市PTA協議会 会長
	足立 典子	(認定) 放課後遊ぼう会 理事長
	西山 良孝	(特活) スマイルウエイ 理事長
	米谷 順栄	宝塚市婦人会
	古村 福子	宝塚文化財ガイドソサエティ 副会長
佐藤 寿一	(社) 宝塚市社会福祉協議会 事務局長	
公募による市民	飯室 裕文	市民公募委員
	熊澤 良彦	市民公募委員
	森本 樹	市民公募委員

所属・役職名などは平成25年（2013年）2月現在

宝塚市協働の指針策定委員会の経過と内容

日 時	会 議 名	内 容
5月31日(木)	第1回全体会	辞令交付式、協働の指針策定委員会へ諮問、骨格案提示
6月25日(月)	第2回全体会	試案提示、協働の形態
7月23日(月)	第3回全体会	協働の定義、協働の現状と課題
8月 7日(火)	第4回全体会	協働を推進する具体的な方策、協働の推進に向けて
8月17日(金)	第1回小委員会	指針案の基本構成の決定、本編 協働の原則
8月29日(水)	第2回小委員会	本編 協働のまちづくりの推進
9月 7日(金)	第5回全体会	指針案本編・資料編の提示
9月14日(金)	第3回小委員会	本編 協働のまちづくりの推進
9月17日(月)	第4回小委員会	本編 協働のまちづくりの推進、資料編の確認
9月24日(月)	第6回全体会	本編、資料編の確認
9月28日(金)	第7回全体会	本編、資料編の確認
12月18日(火)	第8回全体会	パブリック・コメントの意見について
1月21日(月)	第9回全体会	パブリック・コメントの反映案について
1月25日(金)	協働の指針策定委員会からの答申	

発行日 平成25(2013)年3月

発 行 宝塚市・宝塚市協働の指針策定委員会

事務局 宝塚市 市民交流部 きずなづくり室 市民協働推進課

連絡先 電話 0797-77-2051

E-mail m-takarazuka0004@city.takarazuka.lg.jp